

前払式支払手段保護措置

前払式支払手段(共通御利用券)利用者の保護等に関する措置

資金決済法の一部改正(内閣府令23条の2第1項 令和3年5月1日施行)に基づき、ご利用の皆様から預かっている資金の保全方法について、以下のとおり周知致します。

発行者(東洋観光株式会社)は、法務局へ金銭を供託することにより、ご利用の皆様から預かっている資金の一部を保全しています。

万が一、発行者(東洋観光株式会社)が倒産した場合には、この保全資金からご利用の皆様へお金が返ってくる仕組みです。

ただし、資金決済法においては、基準日未使用残高の2分の1以上の額を保全することが求められており、必ずしも利用者資金の全額が保全されているわけではありません。なお、当該保全資金については、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。



お問い合わせ窓口
東洋観光株式会社
TEL:082-546-2020(代表) FAX:082-546-2400
受付時間/9:00~17:30